資料１－１

京都府保健医療計画の中間見直しに係る中間案について

令和８年 10 月
健 康 福 祉 部

１　計画策定の趣旨

○　人口構造や疾病構造の変化、医療提供体制を取り巻く環境の著しい変化や課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、持続可能な医療を提供する体制の構築を目指す。

２　計画の位置付け

○　法定計画である医療計画（根拠：医療法第 30 条の４）、健康増進計画（根拠：健康増進法第８条）等を一本化して策定

３　計画期間

○　令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間

４　中間見直し（案）

○　医療法第 30 条の６の規定に基づき、３年ごとに見直すこととされている事項等について、情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施

＜主な見直し項目＞

・居宅等における医療の確保に関する事項
・医師の確保に関する事項
・外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項